○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（同一二八）　三二一
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（同一二九）　三二二
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件（同一三〇）　三二三
○地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件の一部を改正する件（同一三一）　三二三
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一三二）　三二五
○地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一三三）　三二五
○地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件（同一三四）　三二六
○地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一三五）　三二七

○地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一三六）　三二〇
○災害対策基本法施行令の規定に基づき平成二十九年に発生した災害に係る同令第四十三条第一項の地方公共団体を定める件（同一三七）　三二一
○平成二十九年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件（同一三八）　三二一
○平成二十八年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件の一部を改正する件（同一三九）　三二二
○地方税法施行令第五十二条の十の四に規定する研究開発を定める件の一部を改正する件（同一四〇）　三二三
○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（同一四一）　三二三
○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（同一四二）　三二四
○地方独立行政法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準の一部を改正する件（総務・文部科学二）　三二四
○石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務・経済産業・国土交通一）　三二五
○市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件（消防庁八）　三二六
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務一〇五）　三二四

○出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件（同一〇六）　三二五
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第四十三号に掲げる活動を指定されて在留する者の在留手続の取扱いに関する指針（同一〇七）　三二六
○外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件（財務七七）　三二六
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件の一部を改正する件（同七八）　三二六
○健康保険印紙の形式の一部を改正する件（同七九）　三二七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（同八〇）　三二八
○特別受益国等及び特別特恵受益国並びに特恵関税の便益を与えない物品等を指定する件（同八一）　三二三
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（同八二）　三二五

○特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工事等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件の一部を改正する件（財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　三二六
○特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件の一部を改正する件（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　三二七
○特定事業者責任比率の一部を改正する件（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一）　三二八
○再商品化義務総量の一部を改正する件（同二）　三二八
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（同三）　三二三
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（同四）　三二三
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件（同五）　三二五
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（同六）　三二七

（以下次のページへ続く）